

令和4年度

南部水道企業団水道事業会計予算書

南部水道企業団

議案第2号

令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算

みだしのことについて、地方公営企業法第24条第2項の規定により議会の議決を求めます。

令和4年度南部水道企業団水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度南部水道企業団水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給水戸数	21,735 戸
(2)給水人口	73,349 人
(3)年間総配水量	7,871,431 m ³
(4)一日平均配水量	21,566 m ³
(5)主要な建設改良事業	
ア 国庫補助事業(沖縄簡易水道等施設整備費)	145,000 千円
イ 送配水施設整備事業	68,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		1,782,858 千円
第1項 営業収益		1,656,353 千円
第2項 営業外収益		126,504 千円
第3項 特別利益		1 千円
	支	出
第1款 水道事業費用		1,638,395 千円
第1項 営業費用		1,614,070 千円
第2項 営業外費用		19,324 千円
第3項 特別損失		1 千円
第4項 予備費		5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額272,965千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額51,635千円、減債積立金98,181千円及び過年度分損益勘定留保資金123,149千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		72,503 千円
第1項 企業債		1 千円
第2項 補助金		72,500 千円
第3項 その他資本収入		1 千円
第4項 固定資産売却代金		1 千円
	支	出
第1款 資本的支出		345,468 千円
第1項 建設改良費		247,286 千円
第2項 企業債償還金		98,181 千円
第3項 その他資本的支出		1 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 219,018 千円
- (2) 交際費 142 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、16,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

取得する資産	種 目	名 称	数 量
	建物付属設備	空調設備	一式

処分する資産	種 目	名 称	数 量
	構築物	東風平配水池	一式

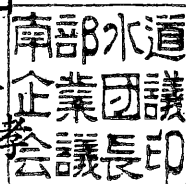
令和4年2月24日 提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光



令和4年2月24日

南部水道企業団議会
議長 大城 真



原案可決